

総基事第175号
令和2年8月24日

株式会社NTTドコモ
代表取締役社長 吉澤 和弘 殿

総務省総合通信基盤局長
竹内 芳明

日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社
に係る共同調達に関する講すべき措置について(要請)

日本電信電話株式会社(以下「NTT」という。)、東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)(以下「NTT等」という。)と、昭和63年以降に旧日本電信電話株式会社(NTTの再編成前の日本電信電話株式会社をいう。)から分離したエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ(以下「NTTドコモ」という。)、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ及びエヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社(以下「分離会社」という。)との間の共同調達(以下単に「共同調達」という。)については、情報通信審議会「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」最終答申(令和元年12月17日)において、「NTTグループの共同調達に係るルールの趣旨は引き続き維持しつつも、公正競争を阻害しない範囲において例外的に共同調達を認めることは、調達コストの低減等の効果を通じて、利用者への利益の還元が期待されるとともに、グローバル展開や先端的な研究開発に対する投資の促進に資する」旨が示されたところである。

これを受け、総務省は、「NTTグループにおける共同調達に関する検討会」(座長:相田 仁 東京大学 副学長、大学院工学系研究科 教授)における検討を踏まえ、共同調達に関する基本的考え方を示すとともに、NTT等及び分離会社が講ずる必要がある具体的な措置等を明確化することを目的として、「日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に係る共同調達に関する指針」(以下「共同調達指針」という。)を本日策定したところである。

共同調達指針は、共同調達を例外的に認めるに当たって必要となる措置等を示すものであり、共同調達は引き続き原則として禁止されていることとの関係に留意する必要があることから、共同調達指針を踏まえ、下記の事項に関する対応及び報告を求めることとし、その旨要請する。

なお、「4 検証可能性の確保等」における各事業年度の実施状況については、各事業年度終了後2か月以内に報告すること。

記

1 共同調達が例外的に認められる資材

共同調達が例外的に認められる資材は、電子計算機及び関連装置、通信装置及び関連装置(NTTドコモが、同社の移動通信サービスの利用者に対して販売することを目的として調達する、当該サービスの提供を受けるために必要な端末装置を除く。)並びにこれらの情報・通信機器において用いられるプログラム(※1)に限ること。

2 NTTの再編成の趣旨の徹底

共同調達を通じたNTT等と分離会社との間の一体化(ヒト(情報)、モノ、カネ)等のNTTの再編成の趣旨の潜脱を防止することとし、次の措置を講ずること。

- 共同調達を通じて、NTT等と分離会社との間の実質的な一体経営による調達情報の流用等が行われないようにするため、共同調達事業者(共同調達に関する業務(契約交渉、契約支援その他契約行為に密接に関連する業務を含む。)を行う者をいう。以下同じ。)との間における役員兼任及び在籍出向を行わないこと。なお、令和2年7月時点において現に在籍出向が行われている場合には、できる限り速やかにその状態を解消すること。
- 共同調達事業者(NTTが共同調達に関する窓口業務(共同調達事業者とNTTグループ会社以外の電気通信事業者並びにNTT(調達を行う部門に限る。)、NTT東日本及びNTT西日本との間における交渉等を仲介する業務に限る。以下単に「窓口業務」という。)を行う場合は、当該窓口業務を行う部門を含む。以下同じ。)に対して共同調達に関する情報を提供するときは、当該情報が共同調達の目的以外の目的のために取り扱われることがないよう、次の措置を講ずること。
 - ・ 共同調達に係る情報管理システムは、共同調達の目的以外の目的で取り扱うことができないよう、適切なアクセス制限を設定する等、必要な措置を講じ、又は共同調達事業者に講じさせること。
 - ・ 共同調達に関する情報の適正な取扱いを確保するため、共同調達事業者と同社の役職員との間及び同社と共同調達に参加する者との間で、共同調達に関する情報の適正な取扱いに関する契約を締結する等、必要な措置を講じ、又は共同調達事業者に講じさせること。
 - ・ 上記のほか、共同調達に関する情報を共同調達の目的以外の目的のために取り扱うがないようにするために必要な措置を講じ、又は共同調達事業者に講じさせること。
- 共同調達により調達する資材に関する業務のうち、調達以外の業務(例:ネットワークの構築、電気通信役務の提供等又はこれに係る契約の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理等)を共同調達事業者に対して委託等しないこと。ただし、調達の業務を委託する上で必要不可欠な業務と認められるものを除く。
- 共同調達事業者との間で行われる共同調達に係る取引について、当該取引を通じた同社への実質的な補助又はNTT等と分離会社との間の実質的な補助が行われないようにするため、共同調達事業者に対し、貴社が委託した共同調達業務について会計を分計させるとともに、当該業務に係る収支の状況を貴社に報告されること。

3 NTT等の市場支配力との関係

共同調達を通じた公正競争を阻害する行為、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)上の禁止行為規制の趣旨を潜脱する行為等を防止するため、次の措置を講ずること。

- NTT等が参加する共同調達について、電気通信事業法第30条の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講ずること。

(NTT等が参加する共同調達における禁止行為の例)

- ・ NTT東日本及びNTT西日本が共同調達により購入した資材を特定の電気通信事業者へ転売・転用することにより、不当に利益を与えること。
- ・ NTT東日本及びNTT西日本が共同調達を通じ、特定の電気通信事業者が提供するサービス、技術規格等を不当に優遇すること。
- ・ NTT東日本及びNTT西日本が共同調達事業者を通じ、他の電気通信事業者又は電気通信設備の製造事業者や販売事業者に対し、不当に規律をし、又は干渉すること。

- 上記のほか、NTT等が参加する共同調達について、電気通信事業法第29条の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講ずること。

4 検証可能性の確保等

次の事項を総務省に報告するとともに、公表すること(ただし、公にすることにより、企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるものは除く。)。

- 各事業年度の実施状況(次の事項を含む。)

- ・ 共同調達指針に基づき講じた措置
- ・ 総調達額(※2)

(※1)これらに付属する、ラック等の什器類、製造事業者等による保守等を含む。

(※2)電子計算機及び関連装置、通信装置及び関連装置(NTTドコモが、同社の移動通信サービスの利用者に対して販売することを目的として調達する、当該サービスの提供を受けるために必要な端末装置を除く。)並びにこれらの情報・通信機器において用いられるプログラムの調達額の総計をいう。

以上